

令和6年春の農作業安全運動実施中！

令和6年4月
福島県南会津農林事務所

県では、4月1日から5月31日までを春の「農作業安全運動重点推進期間」としています。春は農作業機械等の利用が多くなり、忙しい日が続きます。健康管理に注意しながら、余裕を持った計画を立て、農作業事故を起こさないよう十分注意しましょう。

次のポイントを守り、安全・安心な農作業を実践しましょう。

- ①作業前に機械の点検や整備及び周辺環境の確認はしっかり行いましょう！
- ②可倒式安全フレームは、運転時には必ず立てて使用しましょう！
- ③シートベルト、ヘルメットは必ず着用しましょう！
- ④作業時以外は左右独立ブレーキを連結しましょう！
- ⑤機械の点検・清掃時はエンジンを止めましょう！
- ⑥体調に不安を感じた時は、作業内容の見直し等を行きましょう！



熱中症対策を十分に行いましょう！

県内では、毎年5月上旬から熱中症が発生しています。農作業の場合、屋外やビニールハウス内で発生する例が多くあります。適宜、水分補給や熱中症対策資材を積極的に活用しましょう。

また、普段から天気予報を確認し、気温が高い時間帯の作業は控えるようにしましょう。

保険に加入していますか？

万が一、農作業中に事故が発生した際に、確実な補償を受けられるように、労災保険特別加入制度への加入を御検討ください。次のQRコードより、農業者のための特別加入制度について確認できます。既に保険に加入されている方も、補償内容を確認し、補償が不十分であれば加入内容の見直しを行きましょう。



厚生労働省HP：農業者のための特別加入制度について